

海事代理士試験規程の一部改正について

平成 16 年 5 月

海事局総務課

1. 現行制度の概要

海事代理士の業務は、海事代理士法(昭和 26 年法律第 32 号。以下「法」という。)第 1 条に規定されており、他人の委託により、国土交通省の機関等の行政機関に対し、船舶安全法(昭和 8 年法律第 11 号)、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)、船員法(昭和 22 年法律第 100 号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和 26 年法律第 149 号)等の海事関係諸法令の規定する船舶、船員、海技免状等に関する申請、届出、登記その他の手続をし、及びこれらの手続に関する書類を作成することとしています。

新たに海事代理士としてこれらの業務を行うには、一般法律知識や海事に関する法令についての専門的な知識を有している必要があることから、法 2 条第 1 号の規定により、海事代理士試験に合格した者に対して海事代理士となる資格を与えることとされています。試験は、法第 5 条の規定に基づき行っているところであり、試験の内容及び方法については本省令(昭和 26 年運輸省令第 81 号)において定めています。

2. 改正の背景

今般、本国会において国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成 16 年法律第 31 号)が成立し、海事代理士が行う業務として、法別表第 2 に同法が追加されました。また、本国会において審議中の海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律案が成立した場合、同様に、海事代理士が行う業務として、法別表第 2 に船員職業安定法(昭和 23 年法律第 130 号)及び内航海運業法(昭和 27 年法律第 151 号)が追加されることとなります。したがって、海事代理士試験の試験科目としてこれらの法律を追加する必要があります。

3. 改正の概要

筆記試験科目の対象として本省令第 2 条第 2 号に掲げる法律として、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律、船員職業安定法及び内航海運業法を追加します。

4. 今後のスケジュール(予定)

公布：平成 16 年 6 月下旬

施行：平成 16 年 7 月 1 日(ただし、船員職業安定法及び内航海運業法関係の追加関係の改正については平成 17 年 4 月 1 日)